

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第15号〕
登録有効期間満了日：令和11年3月30日

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
ご 案 内

労働安全衛生法規定により、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削（ずい道及びたて杭以外の杭の掘削を除く。）、土止め支保工の切ばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業については、都道府県労働局長に登録した者が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

当支部におきましては、滋賀労働局長の登録教習機関として、この技能講習を下記要領により実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を諮られますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

科 目	日 程	講 習 会 場
全科目	令和6年6月26日（水）9:00～17:10 27日（木）9:00～17:15 28日（金）9:00～13:15	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18
一部免除	令和6年6月28日（金）9:00～13:15	

2. 受講資格

■全科目受講者 下記(1)(2)いずれかに該当する方

- (1)地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者 【経験3年以上の場合は、最終学歴の記入は不要】
- (2)学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの

■一部免除受講者 上記(1)(2)いずれかに該当し、かつ下記に該当する方

- (3)建設業法施行令に規定する、土木施工管理技術検定に合格した者

注1) 上記の経験には、18才未満の期間は入りません。（年少者労働基準規則）

注2) 上記(1)～(2)の経験についての証明は所属事業主とします。

注3) 上記(3)に該当する方は申込書に合格証明書（写）を添付して下さい。

※ この講習を受けることができる者は以上に述べた、いずれかの要件を備えているものでなければなりません。事業主において虚偽の証明したことが後日判明したときは、発行済の修了証は無効となりますので特にご注意下さい。

3. 募集定員 80名（2科目合計）

4. 受講料

(1) 全科目 17時間

	会員	非会員
受講料	18,480円	
テキスト代	2,409円	2,959円
合計	20,889円	21,439円

(2) 一部免除 3時間

	会員	非会員
受講料	8,800円	
テキスト代	2,409円	2,959円
合計	11,209円	11,759円

5. 申込書類

(1) 申込書

所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、デジタルカメラ写真等は不可）を貼付してください。

(2) 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等、現住所が確認できるもの）

健康保険証は本人確認書類として認められません。

(3) 卒業証明書等の写し（必要な方のみ）

(4) 土木施工管理検定合格証明書（一部免除希望者のみ）

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます。

URL：https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 申込時の注意事項

(1) 受付は申込書原本の到着順となります。申込書の提出は、下記窓口までお持ちいただくか、郵送してください。会員の方は、（一社）滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。

(2) 受講料は、講習10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただくか、下記の口座までお振込みください。一旦お振込みいただいた受講料は返金できませんので、申込の受付を確認の上、お支払いください。

振込口座	滋賀銀行本店 普通預金 755278
名義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

(3) 申込受付は、講習開始10日前（営業日）若しくは定員になり次第締め切ります。

(4) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。訂正する場合は、修正テープ等は使用せず、訂正箇所には二重線を引き、空欄に正しく記入してください。

7. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801

大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。
- (3) 20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (4) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (5) 二日間の全科目を受講していないと修了筆記試験の受験資格はなくなり、修了証も交付いたしませんのでご注意ください。
- (6) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

〔参考〕

■CPDS・CPD 証明

CPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会）証明書発行希望者は申込書上部余白部分に「CPDS」又は「CPD（CPD番号記載）」と記入して下さい。

※CPDについては講習日2週間までに申請がなければ、ユニット付与を行いませんのでご注意ください。

■建設労働者確保育成助成金（経費助成・賃金助成）について

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP [<https://www.mhlw.go.jp/>]
 - ・助成金の申し込みについて⇒滋賀県建設業協会のHP [<https://www.yumeken.or.jp/>]
- トップページの 建災防について をクリック